

# 令和6年度児童手当制度改正のご案内

令和6年10月（12月支給分）から児童手当の制度が変更されます！

## ○主な変更点について

### ● 高校生年代までが支給対象となります

高校生年代（平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれ）の児童を養育している家庭も支給対象となります

### ● 所得制限が撤廃されます

所得制限がなくなり、高校生年代までの児童を養育しているすべての家庭が支給対象となります

### ● 第3子以降の支給額が変わります

第3子以降の支給額が30,000円に増額します

### ● 多子加算のカウント方法が変わります

大学生年代（平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の子から第1子としてカウントされます

### ● 支払時期が年6回になります

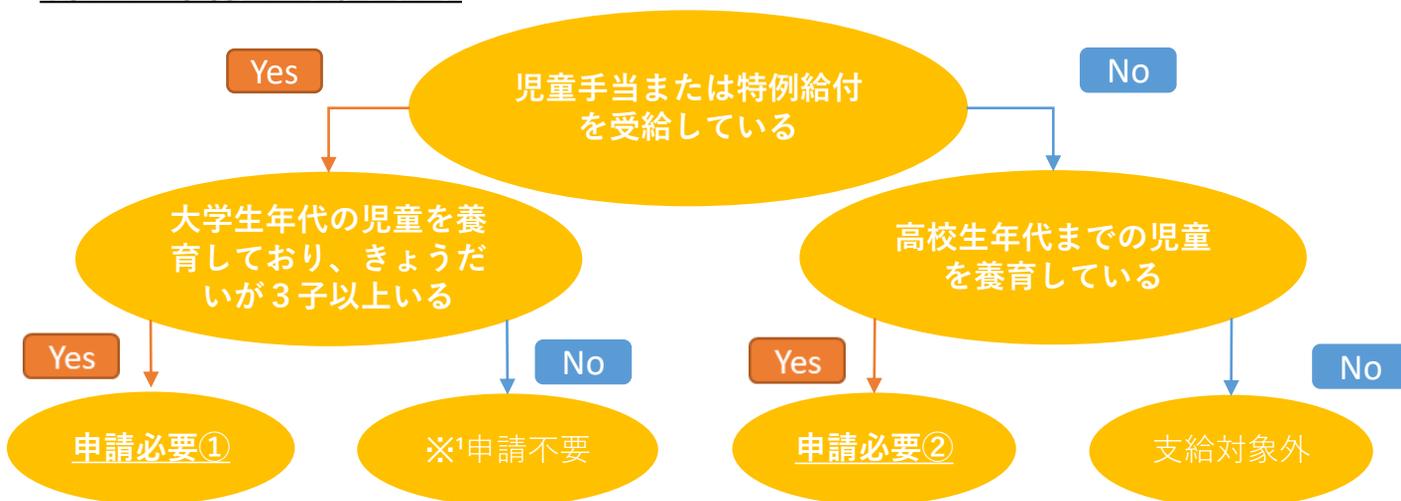
支払時期が、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に変わります

## ○支給額について

支給対象が高校生年代まで拡充し、『第3子以降は一律で3万円の給付となります』

| 児童の年齢    |         | 金額<br>(制度改正前) | 金額<br>(制度改正後)  |
|----------|---------|---------------|----------------|
| 3歳未満     | 第1子・第2子 | 15,000円       | 15,000円        |
|          | 第3子     |               | <u>30,000円</u> |
| 3歳以上～小学生 | 第1子・第2子 | 10,000円       | 10,000円        |
|          | 第3子     | 15,000円       | <u>30,000円</u> |
| 中学生      | 第1子・第2子 | 10,000円       | 10,000円        |
|          | 第3子     |               | <u>30,000円</u> |
| 高校生      | 第1子・第2子 | 0円            | <u>10,000円</u> |
|          | 第3子     |               | <u>30,000円</u> |

## 新たに申請が必要な方



※1特例給付（1人当たり5,000円）を受給している、高校生年代の児童を養育している、合計で3人以上の児童がいる世帯は、**職権で増額の額改定を行います**。12月の支給日までに、額改定の決定通知書をお送りいたしますので、ご確認ください。

- 所得上限超過により、現在児童手当を受給していない方
- 高校生年代の児童のみを養育している方
- 高校生年代までの児童を養育しており、かつ大学生年代の子を含めて3人以上のきょうだいを養育している方

## 申請に必要な書類について

### 申請必要①の方

- 監護相当・生計費の負担についての確認書

### 申請必要②の方

- 児童手当認定請求書
- 別居監護申立書（児童と申請者が別居状態にある場合）
- 監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の児童を養育しており、きょうだいが3人以上となる場合）

## 提出期限

申請が必要な方は、**10月11日（金）**までに、必要書類を子育て支援課に持参、または郵送にてご提出ください

制度改正に関する案内は、市のホームページにも掲載しております

※必要書類は子育て支援課（市役所2階5番窓口）または市のホームページに様式がございます

※公務員の方はお勤め先での申請となります

お問い合わせ

常滑市役所 子育て支援課  
電話：0569（47）6150

